

誓 約 書

公益財団法人川之江奨学会  
理事長 様

所 在 地  
名 称  
代表者 職・氏名

印

当社は、公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度登録企業の申込みにあたり、次の事項を誓約いたします。

記

1. 当社は以下の全ての要件を満たしております。
  - (1) 公益財団法人川之江奨学会の奨学金返済の支援制度を適用した人材の採用を予定しており、四国中央市内に主たる事業所を有する企業であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う企業でないこと。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項若しくは第 5 項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する企業でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされている企業でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (6) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業でないこと。
  - (7) 労働関係法規等の法令に違反している企業でないこと。
  - (8) その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業でないこと。
2. 四国中央市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
  - (1) この制度を通して得た個人情報については、個人情報保護のため、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しません。
  - (2) 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに廃棄します。
3. 支援対象者を正社員として採用し、4 年間継続して就業する場合、当該支援対象者が貸与した奨学金に相当する全額を、本人に代わり返還することを確約します。